

各 位

高 圧 ガ ス 保 安 協 会
東 京 都 液 化 石 油 ガ ス 教 育 事 務 所
所 長 尾 崎 義 美
(印 略)

液化石油ガス設備士第 2・3 講習並びに
技能試験実施のご案内

液化石油ガス法第 38 条の 4 第 2 項第 2 号の規定に基づき、標記講習会並びに技能試験を下記により実施しますのでご案内申し上げます。

記

1, 受講資格

次の第 2 講習または第 3 講習に該当する方

(1) 第 2 講習

液化石油ガス設備工事の作業に 1 年以上の経験がある方。

(2) 第 3 講習

- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の規定に基づくもので種目が管工事施工管理であるものに合格した者
 - (ロ) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 27 条第 1 項の準則訓練たる普通職業訓練であってその訓練科が設備施工系配管科若しくは配管科又は高度職業訓練であってその訓練科が居住システム系建築設備科であるものを修了した者
 - (ハ) 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項の規定に基づく職業訓練指導員免許であってその職種が配管科であるものを受けている者。
 - (ニ) 職業能力開発促進法第 62 条第 1 項の規定に基づく技能検定であってその職種が配管であるものに合格した者（実技試験の科目として建築配管作業を選択したものに限る。）
- 上記（イ）～（ニ）に該当するもの。

※ 第 2 講習の経験証明、第 3 講習の資格証明について

第 2 講習を申込する場合は、別添講習申込書の経験証明欄の採用時期と作業経験期間を会社の代表者の署名と代表者印による証明が必要です。

（代表者とは、会社組織（株式会社、有限会社）である場合は、所謂「社長」又は「代表権を有する役員」となり、代表者印は代表者の登記印になります。）

第 3 講習を申込する場合は、講習申込書の受講資格証明欄の該当する資格とその免状番号を記入し、免状のコピーを添付して下さい。

2. 主 催 高圧ガス保安協会 東京都液化石油ガス教育事務所

3. 講習会及び検定試験の日時、会場、定員

(1) 講習会

日 時：令和3年9月7日(火)～9月9日(木)
9時00分～17時00分

会 場：東京セミナー学院 東京都豊島区西池袋5-4-6
定 員：100名

(2) 筆記検定試験

日 時：令和3年10月15日(金) 9時00分～11時50分
会 場：東京セミナー学院 東京都豊島区西池袋5-4-6

※3日間の講習に出席しないと検定試験は受けられません。

4. 講習内容

- (1) 法 令
- (2) 配管理論

5. 講習受講料 13,400円 (非課税)

6. テキスト等金額 (消費税込)

- (1) 設備士講習テキスト (第5次改定版) 3,450円
- (2) 液化石油ガス法規集 (第35次改訂版) 会員 3,300円
一般 3,670円
- (3) 液化石油ガス法概要 液化石油ガス設備士編 870円

注：会員とは東京都LPガス協会会員又は高圧ガス保安協会の会員です。

会員の方は必ず申込書の会社名の欄に会社名を記入して下さい。

なお、法規集を会場で購入する場合は、一般価格とさせていただきますのでご了承ください。

(3) 参考図書

問題集 (令和3年4月発行) 2,310円

(4) 梱包送料 900円

7. 申込方法等

受講料及びテキスト等の合計額を指定口座にお振込み、別添の「振込内訳書」及び申込書に必要事項を記入の上郵送にてお申し込み下さい。

- ◎ お振込は2名以上の場合、合計額でも構いません。「振込内訳書」に振込み領収書のコピーを貼付して下さい。
- ◎ テキスト注文の有無に関わらず、長3封筒に宛名を明記してお送り下さい。(切手不要) 講習日の約1週間前迄に、「受講票」及び会場案内図等をお送りします。なお、テキストと受講票は別便で発送致します。
- ◎ 振込み手数料は申込者の負担にてお願い致します。
- ◎ 1事業所で10名以上申込者がいる場合は会場定員の都合上、申込前に電話でご連絡下さい。

(郵送申込受付及び銀行振込み期間)

令和3年7月26日(月)～7月30日(金) (30日消印有効)

(振込み指定銀行)

銀行名	みずほ銀行
支店名	新宿中央支店
口座番号	(普通) 2701564
口座名	一般社団法人 東京都LPガス協会

(申込先)

(一社) 東京都LPガス協会 設備士講習係
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-4 丁子屋ビル 4階
電話 03-5362-3881

- ◎ 申込受付期間中でも定員に達した場合は、受付を終了いたしますのでご了承下さい。
- ◎ 高压ガス保安協会の規定により、受講票発送後に申込み取り消しによる返金はできませんので、予めご了承願います。
- ◎ 後日「受講票」を送りますので、写真を貼って会場にお持ち下さい。

8. 技能試験

技能試験は筆記試験に合格した方が受験できます。

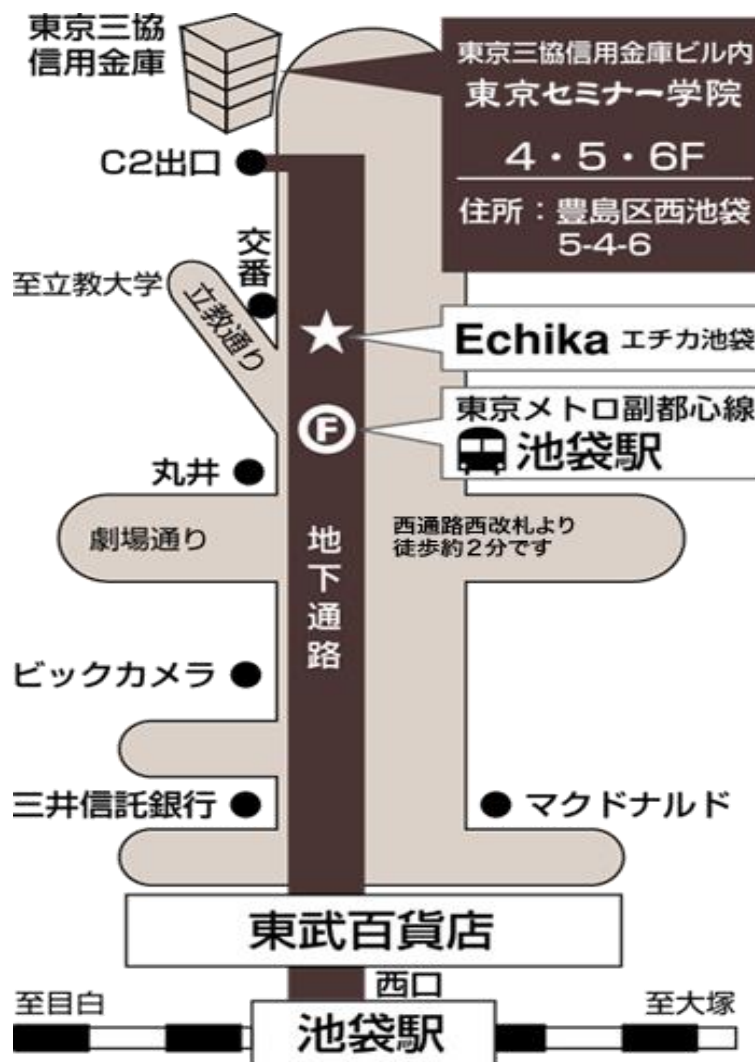
- (1) 技能試験日 令和3年12月上旬 予定
- (2) 技能試験場所 職業能力開発センター 府中校

- ※ 実技試験には、ねじ切り機（電動の場合モーター定格出力 550W以下）及び工具、自記圧力計等は各自持参して下さい。
- ※ 申込書の記入欄に電動又は手動のどちらを使用するか記入して下さい。

受講者情報の取り扱いについて

東京都液化石油ガス教育事務所は、講習申込された方のプライバシーを尊重します。

- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、講習の申込の際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報はこの講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、上記の活動を行なうため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先では東京都液化石油ガス教育事務所の適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。
 - ・ 申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
 - ・ 外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、個人情報について万全の管理を行ない、データの流出がないようにします。



(様式C4) 高圧ガス保安協会 液化石油ガス設備士講習 申込書
 担当事務所 東京都液化石油ガス教育事務所

	受講番号	※
◎講習の種類	第2講習	第3講習
使用ねじ切り機	電 動	手 動
希望受講地	東 京 都	
フリガナ		
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
現 住 所	〒 _____	
連 絡 先	(連絡先名称) (TEL) (受講者携帯番号)	

第2講習	《経験証明欄》	事務所 確認印 ※
	上記の者は、液化石油ガス設備工事の作業に関する 1年以上の経験 を有することを証明いたします。 ◇採用時期 (平成・令和 年 月 日) ◇作業経験期間 (平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日) 事業所又は部署名 _____ ◇作業経験期間 (平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日) 事業所又は部署名 _____ ◇作業経験期間 (平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日) 事業所又は部署名 _____ 令和 年 月 日 会社名 _____ 代表者名* _____ 代表者印* _____	

*代表者とはいわゆる社長をいう。やむを得ない場合には、経験証明に責任を持ちうる役員をもってかえることができる。(会社名のみ印は不可)

第3講習	《受講資格証明欄》			事務所確認印※
	◎受講資格	<input type="checkbox"/> 管工事施工管理技士	<input type="checkbox"/> 配管科修了者	
	所有免状番号	<input type="checkbox"/> 指導員免許	<input type="checkbox"/> 配管技能士	

〈記入上の注意事項〉

- ※の欄は記入しないで下さい。
- ◎の欄は該当するものを○で囲む、又は□にレ印を付けて下さい。
- 作業経験期間は受講希望者が所属した事業所又は部署等毎に記載して下さい。(一つの事業所・部署等で作業経験が一年以上とにならない場合は、一年以上となるまで複数記入となります。)
- 経験証明は、経験を有していることを十分に確認した上で行って下さい。虚偽の経験証明を行った場合、法令違反となりますのでご注意下さい。
- 特別講習の場合には、「配管設備工事監督者認定書」の写しを添付して下さい。

この申込みで収集しました個人情報は、この講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した情報提供にも使用します。なお、これらの情報に関する詳細は、本講習の案内書をご参照下さい。

記載例

(様式C4) 高圧ガス保安協会 液化石油ガス設備士講習 申込書
 担当事務所 東京都液化石油ガス教育事務所

		受講番号	※
◎講習の種類	第2講習	第3講習	
使用ねじ切り機	電 動	手 動	

筆記試験合格後の技能試験時に使用するねじ切り機の種類を必ず選択してください。

「連絡先」は受講者本人ではなく、作業経験を証明できる方をご記入ください。

現住所	東京都 トウキョウ		
連絡先	東京 次郎		
	昭和・平成	1年	1月 1日
	〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-4 丁子屋ビル 4階		

入社、採用時期を忘れずにご記入ください。

東京都LPガス協会が使用する欄ですので、申込時に押印はしないでください。

連絡先	(連絡先名称) (一社) 東京都LPガス協会 担当: 東京 太郎 (TEL) 03-5362-3881 (受講者携帯番号) 090-1234-5678		
-----	--	--	--

第2講習	《経験証明欄》		
	受講者は、液化石油ガス設備工事の作業に関する1年以上の経験を有することを証明いたします。		
	◇採用時期	(平成・令和 26年4月1日)	
	◇作業経験期間	(平成) 令和 28年4月1日～平成・(令和) 2年3月31日	
	◇事業所又は部署名	(一社) 東京都LPガス協会	

作業経験期間を日にちまで必ずご記入ください。
現在も在籍、作業されている場合には、経験証明をした前日までの日にちをご記入ください。
 なお、採用日から現在までの場合も日にちの記載は必要です。

代表者様が受講者の「経験証明」をした日を必ずご記入ください。

令和元年8月1日	会社名	(一社) 東京都LPガス協会	代表者印*
----------	-----	----------------	-------

代表者印は社印ではなく、代表者の登記印になります。
 また、会社として登記していない個人商店の場合は店主となり、店主の認印が必要となります。

*代表者とはいわゆる社長をいふ。やむを得ない場合には、経験証明に責任を有する役員をもってかえることができる。(会社名の印は不可)

第3講習	◎受講	《受講資格証明欄》	
	所有免	<input type="checkbox"/> 配管科修了者 <input type="checkbox"/> 配管技能士	

「代表者とはいわゆる社長」を意味しています。やむを得ない場合には、経験証明に責任を持ちうる役員をもってかえることができます。

- ※の欄は記入しないで下さい。
- ◎の欄は該当するものを○で囲む、又は□にレ印を付けて下さい。
- 作業経験期間は受講希望者が所属した事業所又は部署等毎に記載して下さい。(一つの事業所・部署等で作業経験が一年以上とにならない場合は、一年以上となるまで複数記入となります。)
- 経験証明は、経験を有していることを十分に確認した上で行って下さい。虚偽の経験証明を行った場合、法令違反となりますのでご注意下さい。
- 特別講習の場合には、「配管設備工事監督者認定書」の写しを添付して下さい。

この申込みで収集しました個人情報、この講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した情報提供にも使用します。なお、これらの情報に関する詳細は、本講習の案内書をご参照下さい。

平成29年11月

平成29年11月以降の法定資格講習検定試験の実施について
(不正行為への厳格化に伴う対応)高圧ガス保安協会
教育事業部

高圧ガス保安協会（KHK）が行っている製造保安責任者等法定資格講習の検定試験において、平成29年11月以降、不正行為への厳格化に伴う対応として、下記の通り、実施します。

これは、昨年（平成28年）11月より実施している携帯電話、スマートフォン等の通信機器（以下「通信機器」という。）を用いた不正行為への防止対策をさらに充実し、厳格な検定試験運営を目的としたものであり、受検者の皆様につきましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。詳細は、協会HPの「受検上の注意」で必ずご確認ください。

1. 実施方法（平成29年11月以降の主な変更点）

- (1) 試験問題用紙は、検定試験途中、検定試験の終了後にかかわらず、すべての受検者から答案用紙を提出時に回収します（途中退室せず試験終了まで受験されていた方も回収します。）。なお、回収された試験問題用紙は返却しません。また、未使用の試験問題用紙も提供しません。
- (2) 試験問題は、試験日の翌日以降指定した期間、KHKホームページ（<http://www.khk.or.jp>）に掲載します。期間後の照会にはご対応いたしかねますので、ご了承ください。

2. 試験中における通信機器等の取扱について

- (1) 試験中は、通信機器等（時計型を含む。）の使用及び作動を禁止します。これらの通信機器等を時計及び電卓の代わりに使用することはできません。
- (2) 試験中に通信機器等を身につけている状態、または使用可能な場所（机の中など）に所持していることが確認された場合は、電源のON（マナーモードを含む。）・OFFにかかわらず不正行為とみなします。
- (3) 不正行為が判明した場合には、直ちに解答行為の停止を命じ、試験問題用紙、答案用紙及び受講票・受検票等関係書類は没収され、本試験は失格（無効）となります。

【本件のお問い合わせ先】 KHK 教育事業部 野久保、鈴木、熊谷
電話 03-3436-6102